

災害用備蓄毛布仕様書

令和 7 年度に逗子市が購入する災害用備蓄毛布の仕様は、次のとおりとする。

- 1 品名
災害用備蓄毛布
- 2 数量
500枚（1 箱10枚入り50箱）
- 3 納入場所及び納品数量
披露山公園N0.1倉庫 500枚（50箱）（逗子市新宿 5-1851）※階段あり
- 4 納入期限
令和 8 年 3 月 19 日（木）
- 5 規格
保温性及び難燃性に優れ、環境性に配慮した災害用備蓄毛布であり、以下の品質を満たしたものであること。
 - (1) 毛布
 - ア 寸 法 1,400mm×2,000mm程度（±10%）
 - イ 重 量 一枚当たり1,000g以上
 - ウ 混紡率 ポリエステル100%
 - エ 色 柄 ベージュ系無地またはブラウン系無地
 - オ 加 工 四方ヘム加工とする。
 - カ 難燃性
公益財団法人日本防災協会が定める防災製品認定規程の基準に適合した製品であること。（防災製品ラベル付き）
 - キ 再使用 使用後洗濯・再利用が可能なこと。
 - (2) 包装方法
 - ア 包装は長期間毛布を「防湿、防カビ、防虫、染み、変色、風合いの劣化等」から完全に保護するため、1 枚ごとに次の基準に適合する加工工程及び包装材料を使用し真空パック包装（日本国内での真空パック包装）し、10年以上保護できるものとする。
 - イ フリースを高温乾燥の後、低温除湿し、含水分率を 1 %以内に下げて外気を遮断し空調を管理された真空包装作業室にて1/16折にし、三方シール袋に入れ真空圧縮にて脱気後、厚さ3.0cm（許容差±10mm）になるように真空包装する。
 - ウ 使用するフィルムは、燃焼処分時のダイオキシンの発生原因の塩素系ガスが発生しない透明多層フィルムを使用すること。（写し可）
- 6 梱包方法
 - (1) パック包装した毛布10枚を 1 梱包として、日本製のリサイクル可能な両面耐水性（撥水性は不可）の耐水K 6 × S × 耐水K 6 のWカートン段ボールケース（以下、「外装ケース」という。）に入れること。
 - (2) 外装ケースは、7 段積み以上に耐え得る強度とすること。
 - (3) 外装ケースの寸法は、幅510mm×奥行400mm×高300mm（外寸）（±10%）程度とすること。
 - (4) 合わせ目は、布粘着テープ（幅50mm 程度）で封じ、箱の外側に再生ポリプロピレン製バンド（幅15.5mm 程度）を縦 1 本、横 2 本掛け、熱融着すること。

7 支払い方法

納品検査合格後に一括で支払うこととする。

8 その他

- (1) 運搬及び納入に係る費用は、契約金額に含むものとする。
- (2) 次の項目について外装ケースの長側面 1 箇所及び短側面 1 箇所に記載すること。
 - ア 品名
 - イ 内容量
 - ウ 納入年月
 - エ 納入業者
 - オ 逗子市防災安全課
- (3) 納品及び倉庫内への物品積み上げは、発注者立ち会いのもと受注者が行うこと。また、これに伴う費用は全て契約金額に含むものとする。
- (4) 入札後、速やかに次の証明書等を提出すること。
 - ア 公益財団法人日本防災協会防災製品認定委員会の防災製品認定書
 - イ 公的検査機関による毛布の品質検査報告書
 - ウ 複合フィルムの検査証明書。同等品を使用する場合は、化学物質評価研究機関の検査書又はそれに準ずる公的機関の検査書（原本）を提出すること。
 - エ ダンボールメーカーの品質証明書
 - オ 真空包装の10年間保証書
- (5) 納品は、全て同一日に実施すること。
- (6) 納品日については、納品先との調整が発生するため、必ず発注者との調整を図ること。
- (7) 納品に係る車両は、4 トン以下で行うこと。やむを得ず、指定以上の車両を使用する場合は、受注者の責任において駐車場及び荷受け場所等を確保すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議の上、決定する。

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。